

令和8年度 第1回 大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会議事概要

日時：令和8年5月26日（火）10時～12時

場所：大阪府庁新別館北館 会議室兼防災活動スペース2

〈委員紹介、会長の互選〉

委員5名中5名が出席。

（大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会運営要綱第4条第2項により会議が有効に成立）

〈会議の公開〉

大阪府社会福祉審議会管理要綱第5条に基づき、公開とする。

議題1. 大阪府における困難な問題を抱える女性の相談件数等の現状について

○事務局

資料1により、大阪府における困難な問題を抱える女性の相談件数等の現状について説明。

〈質疑・意見〉

○委員

3ページの「大阪府女性相談センターの相談者の年齢別内訳の推移」で、年齢区分が「不明」の方が多いが、年齢層を比較することは可能か。

○事務局

電話相談は匿名を基本としているので、年齢区分が不明となることが多い。

来所相談や一時保護については、年齢を把握しているので、年齢別の集計が取れるか、持ち帰り検討したい。

○委員

電話相談の最後に、「よろしければ年齢を教えてください」というかたちで聞けないか。相談が終わった後であれば、聞きやすいのではと思うので、検討いただきたい。

○委員

5ページの「市町村女性相談支援員(旧市婦人相談員)による相談延べ件数と来所相談人数」について、この間、新しく「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「新法」)ができ、市町村の女性相談支援員の配置が増えてきているが、それほど相談件数が伸びていないように見える。どういう理由が分かるか。

また、大阪府内でも、女性相談支援員を配置していない市町村があるが、その市町村の女性相談窓口で受けている相談件数の統計を取っているか。

○事務局

市町村女性相談支援員の相談件数についてですが、現在集計中の令和 7 年度の統計の結果に注目したいと思っており、次回の分科会でどのように推移しているかお示ししたいと考えている。

女性相談支援員を配置していない市町村の女性相談窓口での件数については、統計を取っている。

○委員

女性相談支援員を配置している窓口と配置していない窓口で、相談件数等に違いがあるのかが重要だと思うので、今後検討いただければと思う。

○委員

3ページの女性相談センターの相談者の年齢別内訳と 11 ページの一時保護の年齢別の内訳を比較した時に、女性相談センターの相談者は 40 歳代以降の割合が高い一方、一時保護している方は 20 歳代・30 歳代の方が中心となっている。その差の理由が分かるか。

また、新法ができたことで、女性相談センターの相談者や一時保護の傾向に変化が生じているかについて、現場の感覚も含めて教えてほしい。

○事務局

女性相談センターの相談者と一時保護の年齢差について、正確な分析を行っているわけではないが、女性相談センターの相談者の年齢別内訳は、来所と電話相談の集計となっており、様々な女性の相談を幅広い年代からいただき、結果的に 40 歳代以上からの相談が多くなっていると思う。

一時保護の年齢別内訳について、20 歳代・30 歳代が多いことについては、暴力が深刻な場合や緊急的に避難しなければいけないということで、低年齢のお子さんを連れた方が多くなっていて、若い年代が多いのではと思っている。

新法ができたことによる変化については、現時点では大きな変化は感じないが、今後、市町村への女性相談支援員の配置が増えている中で、相談の幅が広がっていくことなどの変化を注視していきたい。

○委員

特に一時保護で 20 歳代・30 歳代が多い理由として、お子さんの同伴の影響があるということについては、重視すべき点だと思う。

○委員

市町村への相談について、市町村によって格差はあるのか。女性相談支援員の配置の有無によっても違いがあるのではと思う。格差があるのであれば、その解消について何か考えているのか。

○事務局

今後行うアンケートの中で、女性相談支援員の配置の有無による違い等を確認していきたいと考えている。

また、格差の解消について、大阪府に市町村への強制的な権限はないが、好事例の横展開など、広域自治体としてできることを進めていきたい。

○委員

11 ページの「大阪府女性相談センターの一時保護の年齢別内訳」など、年齢区分が「60 歳以上」となっているが、60 歳代、70 歳代、80 歳代で、ニーズも変わってくるので、今後は区分を分けて集計した方が良いのでは。

○委員

弁護士への離婚の相談でも、年金受給開始の 65 歳で違いが出てくるので、60 歳代、70 歳代、80 歳代で分けるべきと思う。

○事務局

統計の取り方について、今後工夫できるところを検討していきたい。

○委員

3 ページの「大阪府女性相談センターの相談者の年齢別内訳の推移」で、18 歳未満が増えていると思われる。18 歳未満の相談が増えた理由として、新法ができたことで、広報等の取り組みを進めていることなどが関係しているのか。

○事務局

件数については、毎年ばらつきがあり、ここ1、2年の状況で判断するのではなく、大阪府の事業の影響があるかどうかなど、慎重に状況を確認していくべきと考えている。

今後行うアンケートの中で、若年女性の項目もあるので、状況を把握していきたいと考えている。

○委員

他の自治体から、女性相談と別の部署で相談を受けて、女性相談の窓口につながることが増えたため、女性相談の件数自体が増えたという話を聞いたことがある。

○委員

18 歳未満の方の相談が女性相談センターに来る場合、どのような機関から女性相談センターに繋いでくるのか、また後方支援としてどのような機関に繋いでいるのか、分かる範囲で教えてもらいたい。

○事務局

女性相談センターへ様々な相談がある中で、年齢を聞き取れたものの集計となっており、個別にどのような機関に繋いでいるかについては、この場でお示しすることは難しい。

ちなみに、子ども家庭センターで把握して、女性相談センターに繋ぐケースとしては、若年の妊娠が多く、そのようなケースでは、病院から繋がることも多い。

議題2. 市町村及び民間団体へのアンケート調査について

○事務局

資料2により、市町村へのアンケート調査案について説明。

〈質疑・意見〉

○委員

女性相談窓口の配置所属については、今回のアンケートで確認しないのか。

○事務局

毎年度、市町村に対して実態調査を行っており、人権部局等、配置所属を把握している。

○委員

分析のときに、配置所属によつての違いがあるかを確認してもらいたい。

○委員

質問番号 32 で、外部の支援機関等への女性相談の委託について聞いているが、どのようなものを想定しているか。女性相談を男女共同参画センター等の庁内の別の相談窓口で受けている市町村もあると思う。そのような場合も確認できるような質問にするべきでは。

○事務局

女性相談支援員の配置は行わず、女性相談を外部の事業者に委託している自治体も府内にあることを把握しているので、その実態把握をしたいと考え質問を設定していた。

委員ご指摘のとおり、庁内の他の相談窓口で受けている場合もあると思うので、質問内容を検討していきたい。

○委員

質問番号 4 の回答項目に「母子生活支援施設」が入っていないが、入っていた方が分かりやすいのでは。

○事務局

母子生活支援施設へは、市町村の担当部署を経由して繋がり、直接繋がるわけではないので、回答項目に列挙していなかった。ご意見を踏まえて、記載内容を考えていきたい。

○委員

質問番号 53 番以降の個別ケース検討会議に関し、支援者本人が参加することでのメリット等を確認するべきでは。

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、質問内容を考えていきたい。

○委員

質問番号 31 のところ、回答例を記載しているが、財政的な課題など、別の書き方が適切ではないか。

○事務局

これはあくまで例示なので、「財政的に配置が難しい」という答えがあれば、この分科会でお伝えしていきたい。

○委員

質問番号 30 について、女性相談支援員の配置が、例えば週3日に限られているということもあると思うので、例えば時間や日にちなどを確認できればと思う。

○事務局

ご意見を踏まえて、記載内容を考えていきたい。

○委員

質問番号 13 以降の「若年女性」の質問について、18 歳未満と 18 歳以上で違いがないか、確認するべきでは。

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、質問内容を考えていきたい。

○委員

質問番号 30 の女性相談支援員の配置の質問について、常勤の女性相談支援員を配置している場合、どのようなキャリアの方が就いているのか確認すべきでは。

○事務局

常勤職員を配置している市町村は少ないので、アンケートで聞くか、直接ヒアリングするなどして、実態を確認したい。

○委員

同じく質問番号 30 の女性相談支援員の配置の質問について、女性相談支援員が兼務の身分である場合もあると思うので、その確認のための質問も追加できればと思う。

○委員

アンケートとは直接関係ないが、市町村の女性相談支援員が参加する会議を女性相談センターで実施しているが、委託先の職員など、女性相談支援員以外の方は参加されないのか。

○事務局

基本的には女性相談支援員のみ参加だが、女性相談支援員を配置予定だがまだ配置できていない市町村について、代わりの職員の方が参加される場合もある。

○委員

質問番号 21 以降の「一時保護について」のところで、一時保護の課題だけでなく、市町村が積極的に女性相談センターの一時保護を検討したいケースについて確認するべきでは。

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、質問内容を検討していきたい。

○会長

それでは、次に民間団体へのアンケートについて、事務局から説明をしてください。

○事務局

資料により、民間団体へのアンケート調査案について説明。

〈質疑・意見〉

○委員

どの民間団体へアンケートを依頼する予定か。

また、質問番号4の「活動内容について」のところで、困難を抱える女性への「居住支援」の取り組みも増えてきているので、追加してはどうか。

○事務局

アンケートの依頼先については、できるだけ幅広くお願いしたいと思っており、前回のアンケートでお答えいただいた団体に加え、前回以降、女性相談支援センターに繋がった団体や、市町村で新たに繋がった団体にも依頼したいと考えている。

質問番号4の「居住支援」の追加については、ご意見を踏まえて検討したい。

○委員

質問番号6以降の「関係機関との連携について」のところで、「自治体」という言葉に、女性相談センターが含まれるのかが分かりづらい。修正するべきでは。

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、分かりやすく提示できるよう、記載内容を検討していきたい。

○委員

質問番号2の「支援対象者について」のところだが、回答の選択肢の年齢区分について、「60代以上」を細分化するべきでは。

○事務局

市町村アンケートとともに、記載の仕方について検討したい。

○委員

以前大阪府が実施した民間団体の交流会に参加した方から、「いろいろな方と知り合いになれて良かった」という意見を聞いたので、この機会に、交流会等の希望があるか聞いてみてはどうか。

○事務局

いただいたご意見を踏まえて、質問内容を検討していきたい。

議題3.「大阪府女性支援基本計画」の改定スケジュールについて

事務局から、資料4により、今後のスケジュールについて説明。

〈質疑・意見〉

委員からの質疑特になし

○会長

それでは時間となりましたので、本日の議事については終了といたします。